

名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策編 —

<平成24年7月・修正案>

名古屋市防災会議

地震災害対策編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	16 ・ 18	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p style="text-align: center;">第1 略 第2 指定地方行政機関</p> <p>[東海財務局]</p> <p>1 略</p> <p>2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> <p>3～6 略</p> <p>略</p> <p>[名古屋地方气象台]</p> <p>1 略</p> <p>2 以下の地震及び津波に関する情報等を関係機関に伝達すると共に、報道機関の協力をもとめてこれを公衆に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報、地震・津波情報 <p>東海地震に関する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報 <u>（気象庁から伝達する）</u> <p>3～5 略</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p style="text-align: center;">第1 略 第2 指定地方行政機関</p> <p>[東海財務局]</p> <p>1 略</p> <p>2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する<u>一方、大規模地震後には被災者等からの金融相談ニーズに対応する緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>略</p> <p>[名古屋地方气象台]</p> <p>1 略</p> <p>2 以下の地震及び津波に関する情報等を関係機関に伝達すると共に、報道機関の協力をもとめてこれを公衆に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報、地震・津波情報 <p>東海地震に関する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報 <u>（警報）</u> <p>3～5 略</p> <p>略</p>	<p>東日本大震災に 做った対応に変更</p> <p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
2	42	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公共施設の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 略 第 2 道路・橋梁</p> <p>略</p> <p>なお既設橋梁を始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋梁の新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 3 略</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公共施設の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 略 第 2 道路・橋梁</p> <p>略</p> <p>なお既設橋梁を始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋梁の新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 3 略</p>	改訂通知に倣った修正
3	43	<p style="text-align: center;">第 4 河川</p> <p>宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、浸水被害を防止するための河川改修については、地震水害の防止を図るための河川施設等の耐震化を含めて、その整備に努めてきたところであるが、<u>海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、地震加速度や地盤の液状化による河川堤防の沈下や法面の崩壊、亀裂等が発生して海水が侵入することにより甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。</u></p> <p><u>この対策として、国土交通省を始め河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を平成7年度から実施しており、この結果を踏まえた耐震対策を順次行っている。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 河川</p> <p>宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、浸水被害を防止するための河川改修については、地震水害の防止を図るための河川施設等の耐震化を含めて、その整備に努めてきたところである。<u>しかしながら</u>海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、地震加速度や地盤の液状化による河川堤防の沈下や法面の崩壊、亀裂等が発生して海水が侵入することや津波により甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	文言整理

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
3	43	<p>1 一級・二級河川の整備 市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、<u>耐震点検により</u>対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川は広域河川改修事業で<u>河川整備を進めること</u>によって耐震性の向上を図っており、さらに、<u>耐震点検の結果、対策が必要となった区間では、耐震対策を行っている。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 ため池の整備 市の管理するため池については、利用状況を考慮しながら整備を行っているが、<u>その際に</u>堤体の補強や護岸の整備によって耐震性の向上を図っている。</p> <p>4 略</p>	<p>1 一級・二級河川の整備 市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、<u>(削除)</u>対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川は広域河川改修事業で<u>河川整備に合わせ耐震性の向上を図るものとする。また、耐震性能の照査により、対策が必要となった区間において、耐震性能の向上を図るものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 ため池の整備 市の管理するため池については、<u>池周辺の土地</u>利用状況を考慮しながら整備に合わせ堤体の補強や護岸の整備によって耐震性の向上に努めるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>文言整理</p>
4	43	<p style="text-align: center;">第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、<u>平成13年度に鍋田ふ頭に1バース、平成17年度及び平成20年度に飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、<u>平成13年度及び平成24年度に鍋田ふ頭に2バース、平成17年度及び平成20年度に飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。</u></p>	<p>時点修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
4	44	<p><u>これらに加え、ガーデンふ頭・稲永ふ頭において緊急物資等輸送対応の耐震強化岸壁として位置づけている。さらに、必要となる国際海上コンテナ物流機能を確保することを目的として、飛島ふ頭に1バース、鍋田ふ頭に1バース（平成23年度供用開始予定）の耐震強化コンテナ岸壁を位置づけている。</u></p> <p>また、災害時の背後地域へのアクセスルートを確保するため、<u>港内に架かる既設橋梁を、国の方針及び通達に基づき、耐震補強を実施した。</u></p> <p>そのほか、港湾における緊急物資等の輸送拠点機能を補完する国所有（中部地方整備局管理）の浮体式防災基地（ミニフロート）を名古屋港に配備している。</p> <p>2 略</p> <p>3 防潮壁の嵩上げ</p> <p>昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N、P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、<u>適次</u>嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。</p> <p>4 高潮防波堤の補強</p> <p>東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を関係機関と連携し進めていく。<u>また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口へのGPS波浪計の設置についても同様に連携し進めていく。</u></p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の検証</p> <p>東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の<u>津波に対する耐波性の検証を進め、必要に応じて対策を進めていく。</u></p> <p style="text-align: center;">第6、7 略</p>	<p><u>名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するためガーデンふ頭と稲永ふ頭に各1バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を計画している。</u></p> <p>また、災害時の背後地域へのアクセスルートを確保するため、<u>国の方針及び通達に基づき、港内に架かる既設橋梁の耐震補強を実施した。</u></p> <p>そのほか、港湾における緊急物資等の輸送拠点機能を補完する国所有（中部地方整備局管理）の浮体式防災基地（ミニフロート）を名古屋港に配備している。</p> <p>2 略</p> <p>3 防潮壁の嵩上げ</p> <p>昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N、P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、<u>順次</u>嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。</p> <p>4 高潮防波堤の補強</p> <p>東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を関係機関と連携し進めていく。<u>また、伊勢湾口へ設置されるGPS波浪計を活用し、津波観測体制の強化を図る。</u></p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の検証</p> <p>東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の<u>地震及び津波に対する耐震性・耐波性を検証し、必要な対策を進めていく。</u></p> <p style="text-align: center;">第6、7 略</p>	<p>時点修正 文言整理</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
5	46	<p>第3節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備 (1)～(8) 略 (9) 停電対策として次の整備を行っている。 ア 略 イ 春日井浄水場、大治浄水場及に非常自家発電設備を設置している。 ウ、エ 略 (10) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4 <u>配水事務所</u>に計10台、鍋屋上野浄水場に2台、合計12台配備している。</p> <p>5 略</p> <p>第2～4 略</p>	<p>第3節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備 (1)～(8) 略 (9) 停電対策として次の整備を行っている。 ア 略 イ 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場に非常自家発電設備を設置する。 ウ、エ 略 (10) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4 <u>管路センター本部事務所</u>に計10台、鍋屋上野浄水場に2台、合計12台配備している。</p> <p>5 略</p> <p>第2～4 略</p>	<p>設備設置に伴う変更</p> <p>組織名の変更</p>
6	51	<p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策 (1)～(2) 略 (3) 送電設備 ア 架空送電設備は、<u>耐風圧荷重で設計することにより、地震力に耐えるものとなっている。</u></p> <p>イ 略 (4) 略</p> <p>2、3 略</p>	<p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策 (1)～(2) 略 (3) 送電設備 ア 架空送電設備は、<u>地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による支持物の倒壊や損傷は発生していない。</u></p> <p>イ 略 (4) 略</p> <p>2、3 略</p>	<p>説明の追加</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																
7	57 ・ 58	<p>第5節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役 割 等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院 災害拠点病院</td> <td>災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 応援隊集結（活動）拠点</td> <td>大規模公園</td> <td>消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td>戸田川緑地（<u>戸田川こどもランド・農業文化園</u>）</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>262か所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役 割 等	備 考	略	略	略	略	災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略	略	略	略	略	広域防災拠点			略	(1) 応援隊集結（活動）拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	戸田川緑地（ <u>戸田川こどもランド・農業文化園</u> ）	(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点	略	略	略	略	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所	略	略	略	略	<p>第5節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役 割 等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院 災害拠点病院</td> <td>災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、<u>名古屋市立西部医療センター（再掲）</u>、名古屋第一赤十字病院略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 応援隊集結（活動）拠点</td> <td>大規模公園</td> <td>消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td>戸田川緑地（<u>とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館</u>）</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>263か所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役 割 等	備 考	略	略	略	略	災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、 <u>名古屋市立西部医療センター（再掲）</u> 、名古屋第一赤十字病院略	略	略	略	略	広域防災拠点			略	(1) 応援隊集結（活動）拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	戸田川緑地（ <u>とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館</u> ）	(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点	略	略	略	略	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所	略	略	略	略	<p>新規指定</p> <p>文言整理</p> <p>平成24年4月 下志段味小学校開校による変更</p>
		防災拠点	拠点施設	役 割 等	備 考																																																																															
		略	略	略	略																																																																															
		災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略																																																																															
		略	略	略	略																																																																															
		広域防災拠点			略																																																																															
		(1) 応援隊集結（活動）拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	戸田川緑地（ <u>戸田川こどもランド・農業文化園</u> ）																																																																															
		(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点																																																																															
		略	略	略	略																																																																															
		地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所																																																																															
略	略	略	略																																																																																	
防災拠点	拠点施設	役 割 等	備 考																																																																																	
略	略	略	略																																																																																	
災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、 <u>名古屋市立西部医療センター（再掲）</u> 、名古屋第一赤十字病院略																																																																																	
略	略	略	略																																																																																	
広域防災拠点			略																																																																																	
(1) 応援隊集結（活動）拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	戸田川緑地（ <u>とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館</u> ）																																																																																	
(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※（ ）内は緊急物資集配拠点																																																																																	
略	略	略	略																																																																																	
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所																																																																																	
略	略	略	略																																																																																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																
8	61	<p>第 6 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 略</p> <p>第 1 略 第 2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成 7 年度から平成 21 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設 376 棟を耐震診断 学校施設：対象施設 1, 151 棟を耐震診断 企業局施設：対象施設のうち 211 棟を耐震診断</p> <p>また、平成 7 年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化をすすめており、平成 21 年度末時点で延べ 970 棟耐震対策を終えている。</p>	<p>第 6 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 略</p> <p>第 1 略 第 2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成 7 年度から平成 23 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設 376 棟を耐震診断 学校施設：対象施設 1, 151 棟を耐震診断 企業局施設：対象施設のうち 211 棟を耐震診断</p> <p>また、平成 7 年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化をすすめており、平成 23 年度末時点で延べ 973 棟耐震対策を終えている。</p>	時点修正																																																																																																
	62	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震 対策 済</th> </tr> <tr> <th>診断 棟数</th> <th>評価 I</th> <th>評価 II-1</th> <th>評価 II-2</th> <th>評価 II 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災拠点 以外の施設</td> <td>営繕・ 学校施設</td> <td>225</td> <td>157</td> <td>69 (34)</td> <td>29 (4)</td> <td>98 (38)</td> <td>58 (38)</td> </tr> <tr> <td>企業局施設</td> <td>186</td> <td>95</td> <td>58</td> <td>33</td> <td>91</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>441</td> <td>252</td> <td>127</td> <td>62</td> <td>189</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1, 741</td> <td>720</td> <td>732</td> <td>289</td> <td>1, 021</td> <td>970</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分		耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価 II 計	(略)							防災拠点 以外の施設	営繕・ 学校施設	225	157	69 (34)	29 (4)	98 (38)	58 (38)	企業局施設	186	95	58	33	91	81	計	441	252	127	62	189	139	合 計		1, 741	720	732	289	1, 021	970	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震 対策 済</th> </tr> <tr> <th>診断 棟数</th> <th>評価 I</th> <th>評価 II-1</th> <th>評価 II-2</th> <th>評価 II 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災拠点 以外の施設</td> <td>営繕・ 学校施設</td> <td>225</td> <td>157</td> <td>68 (34)</td> <td>30 (4)</td> <td>98 (38)</td> <td>60 (38)</td> </tr> <tr> <td>企業局施設</td> <td>186</td> <td>95</td> <td>58</td> <td>33</td> <td>91</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>441</td> <td>252</td> <td>126</td> <td>63</td> <td>189</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1, 741</td> <td>720</td> <td>731</td> <td>290</td> <td>1, 021</td> <td>973</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分	耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価 II 計	(略)							防災拠点 以外の施設	営繕・ 学校施設	225	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	60 (38)	企業局施設	186	95	58	33	91	82	計	441	252	126	63	189	142	合 計		1, 741	720	731	290
区 分	耐震診断					耐震 対策 済																																																																																														
	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価 II 計																																																																																															
(略)																																																																																																				
防災拠点 以外の施設	営繕・ 学校施設	225	157	69 (34)	29 (4)	98 (38)	58 (38)																																																																																													
	企業局施設	186	95	58	33	91	81																																																																																													
	計	441	252	127	62	189	139																																																																																													
合 計		1, 741	720	732	289	1, 021	970																																																																																													
区 分	耐震診断					耐震 対策 済																																																																																														
	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価 II 計																																																																																															
(略)																																																																																																				
防災拠点 以外の施設	営繕・ 学校施設	225	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	60 (38)																																																																																													
	企業局施設	186	95	58	33	91	82																																																																																													
	計	441	252	126	63	189	142																																																																																													
合 計		1, 741	720	731	290	1, 021	973																																																																																													

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																		
9	63	<p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p>第2章第5節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。</p> <p>平成24年 <u>2</u>月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域防災活動拠点</td> <td>区役所（支所）・保健所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防署（出張所）・消防学校</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水道営業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>小・中・高校</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>救護所</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害時要援護者が専ら利用する施設</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	略	略	略	地域防災活動拠点	区役所（支所）・保健所	—	消防署（出張所）・消防学校	二	環境事業所	—	土木事務所	—	水道営業所	—	略	略	—	略	—	避難所	小・中・高校	二	その他の施設	公会堂	救護所		—	災害時要援護者が専ら利用する施設		—	<p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p>第2章第5節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。</p> <p>平成24年 <u>6</u>月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域防災活動拠点</td> <td>区役所（支所）・保健所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防署（出張所）・消防学校</td> <td>東消防署</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水道営業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>小・中・高校</td> <td>星ヶ丘小学校</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>救護所</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害時要援護者が専ら利用する施設</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	略	略	略	地域防災活動拠点	区役所（支所）・保健所	—	消防署（出張所）・消防学校	東消防署	環境事業所	—	土木事務所	—	水道営業所	—	略	略	—	略	—	避難所	小・中・高校	星ヶ丘小学校	その他の施設	公会堂	救護所		—	災害時要援護者が専ら利用する施設		—	時点修正
		区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																		
		略	略	略																																																																		
		地域防災活動拠点	区役所（支所）・保健所	—																																																																		
			消防署（出張所）・消防学校	二																																																																		
			環境事業所	—																																																																		
			土木事務所	—																																																																		
			水道営業所	—																																																																		
		略	略	—																																																																		
			略	—																																																																		
避難所	小・中・高校	二																																																																				
	その他の施設	公会堂																																																																				
救護所		—																																																																				
災害時要援護者が専ら利用する施設		—																																																																				
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																				
略	略	略																																																																				
地域防災活動拠点	区役所（支所）・保健所	—																																																																				
	消防署（出張所）・消防学校	東消防署																																																																				
	環境事業所	—																																																																				
	土木事務所	—																																																																				
	水道営業所	—																																																																				
略	略	—																																																																				
	略	—																																																																				
避難所	小・中・高校	星ヶ丘小学校																																																																				
	その他の施設	公会堂																																																																				
救護所		—																																																																				
災害時要援護者が専ら利用する施設		—																																																																				

連番	頁	修正前	修正後	備考
10	70	<p style="text-align: center;">第8節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p style="text-align: center;">第8節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p>定点観測の修了による削除 地域防災無線更新による名称変更</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
11	109	<p style="text-align: center;">第3章 応急対策計画</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p style="text-align: center;">第1・2 略</p> <p style="text-align: center;">第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(守山区を除く。)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 応急対策計画</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p style="text-align: center;">第1・2 略</p> <p style="text-align: center;">第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(削除)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>略</p>	支所事業拡大に伴う修正
12	154	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1～7 略</p> <p style="text-align: center;">第8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>1、2 略</p> <p>3 電気関係</p> <p>略</p> <p>(1) 電力施設の予防措置</p> <p>略</p> <p>ア 特別巡視、特別点検</p> <p>給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検・燃料等の補充、消火設備の点検を実施する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p style="text-align: center;">第9 略</p>	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1～7 略</p> <p style="text-align: center;">第8 病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>1、2 略</p> <p>3 電気関係</p> <p>略</p> <p>(1) 電力施設の予防措置</p> <p>略</p> <p>ア 特別巡視、特別点検</p> <p>給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検 <u>および</u>燃料等の点検、消火設備の点検を実施する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p style="text-align: center;">第9 略</p>	文言整理

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
13	157 ・ 158	<p style="text-align: center;">第10 金融対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 強化地域内に本店又は支店等の営業所をおく保険会社の措置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における営業を停止すること。</p> <p>(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂行を期するため、窓口営業の開始・再開は行わない。</p> <p>(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。</p> <p>5 略</p> <p>6 強化地域外に営業所を置く保険会社の措置</p> <p>略</p> <p>7 略</p> <p>8 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置</p> <p>地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該教科地域外の営業所又は事務所については、平常どおり営業を行うようにする。</p> <p style="text-align: center;">第11 略</p>	<p style="text-align: center;">第10 金融対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 強化地域内に本店又は支店等の営業所をおく保険会社及び少額短期保険業者の措置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止すること。</p> <p>(2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期するため、窓口業務の開始又は再開は行わない。</p> <p>(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。</p> <p>5 略</p> <p>6 強化地域外に営業所をおく保険会社及び少額短期保険業者の措置</p> <p>略</p> <p>7 略</p> <p>8 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の措置</p> <p>地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該教科地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うようにする。</p> <p style="text-align: center;">第11 略</p>	<p>金融庁指針による</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																						
14	159 ・ 160	<p style="text-align: center;">第 12 交通対策</p> <p>1 道路 (1) 県公安委員会 略 ア 略 イ 交通規制の内容 略 (7) 緊急交通路の確保 a 第 1 次 (a) 強化地域規制 次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>流入を制限する I C 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東名高速道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>伊勢湾岸自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>東名阪自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>名古屋瀬戸道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>東海環状自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>名古屋高速道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>知多半島道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>南知多道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>知多横断道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>中部国際空港連絡道路</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 略 b 略 (イ) 広域交通規制 略 広域交通規制道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 道</th> <th>1号、19号、23号、41号、42号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 速 道 路</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	流入を制限する I C 等	東名高速道路	略	伊勢湾岸自動車道	略	東名阪自動車道	略	名古屋瀬戸道路	略	東海環状自動車道	略	名古屋高速道路	略	知多半島道路	略	南知多道路	略	知多横断道路	略	中部国際空港連絡道路	略	国 道	1号、19号、23号、41号、42号	高 速 道 路	略	<p style="text-align: center;">第 12 交通対策</p> <p>1 道路 (1) 県公安委員会 略 ア 略 イ 交通規制の内容 略 (7) 緊急交通路の確保 a 第 1 次 (a) 強化地域規制 次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>流入を制限する I C 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東名高速道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>伊勢湾岸自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>東名阪自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>名二環自動車道</td><td>全 I C</td></tr> <tr><td>名古屋瀬戸道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>東海環状自動車道</td><td>略</td></tr> <tr><td>名古屋高速道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>知多半島道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>南知多道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>知多横断道路</td><td>略</td></tr> <tr><td>中部国際空港連絡道路</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 略 b 略 (イ) 広域交通規制 略 広域交通規制道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国 道</th> <th>1号、19号、22号、23号、41号、42号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 速 道 路</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	流入を制限する I C 等	東名高速道路	略	伊勢湾岸自動車道	略	東名阪自動車道	略	名二環自動車道	全 I C	名古屋瀬戸道路	略	東海環状自動車道	略	名古屋高速道路	略	知多半島道路	略	南知多道路	略	知多横断道路	略	中部国際空港連絡道路	略	国 道	1号、19号、 22号 、23号、41号、42号	高 速 道 路	略	<p>道路名一部変更 に伴う修正</p> <p>広域交通規制道路 の追加</p>
		路 線 名	流入を制限する I C 等																																																							
東名高速道路	略																																																									
伊勢湾岸自動車道	略																																																									
東名阪自動車道	略																																																									
名古屋瀬戸道路	略																																																									
東海環状自動車道	略																																																									
名古屋高速道路	略																																																									
知多半島道路	略																																																									
南知多道路	略																																																									
知多横断道路	略																																																									
中部国際空港連絡道路	略																																																									
国 道	1号、19号、23号、41号、42号																																																									
高 速 道 路	略																																																									
路 線 名	流入を制限する I C 等																																																									
東名高速道路	略																																																									
伊勢湾岸自動車道	略																																																									
東名阪自動車道	略																																																									
名二環自動車道	全 I C																																																									
名古屋瀬戸道路	略																																																									
東海環状自動車道	略																																																									
名古屋高速道路	略																																																									
知多半島道路	略																																																									
南知多道路	略																																																									
知多横断道路	略																																																									
中部国際空港連絡道路	略																																																									
国 道	1号、19号、 22号 、23号、41号、42号																																																									
高 速 道 路	略																																																									

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
14	161	<p>略</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ 緊急輸送車両の確認</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認申請 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする 車両の使用者は、附属資料編 計画参考 47「緊急通 行車両等の事前届出・確認手続要領」で定める「緊 急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会 の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ 緊急輸送車両の確認</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認申請 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする 車両の使用者は、(削除)「緊急通行車両等確認申請 書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提 出するものとする。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>
15	171	<p>第 13 緊急輸送</p> <p>1～6 略</p> <p>7 海上緊急輸送</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 名古屋港管理組合は、地震が発生した場合における航路・ 泊地の状況調査、又は耐震岸壁及び耐震岸壁前面の状況調査 による緊急輸送用岸壁の確保に備える。</p> <p>8 略</p> <p>第 14、15 略</p>	<p>第 13 緊急輸送</p> <p>1～6 略</p> <p>7 海上緊急輸送</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 名古屋港管理組合は、地震が発生した場合における航路・ 泊地(削除)耐震岸壁及び耐震岸壁前面の状況調査を踏まえ 緊急輸送用岸壁の確保に備える。</p> <p>8 略</p> <p>第 14、15 略</p>	<p>文言整理</p>
16	175	<p>第 16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置 略</p>	<p>第 16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項 ア、イ 略 ウ 施設別の措置 略</p>	

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考																																																																																												
16	175	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(産業)</td> <td>中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、中小企業情報センター</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td>なごやボランティア・NPOセンター、消費生活センター、栄サービスセンター</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境局</td> <td>環境事業所、工場、処分場</td> <td>継続</td> <td>・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導</td> <td>中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境学習センター、リサイクル推進センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略	略	略	略	略	略	(産業)	中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、 中小企業情報センター	休館		休館		略	略	略	略	略	略	(その他)	なごやボランティア・NPOセンター 、消費生活センター、栄サービスセンター	休館		休館		環境局	環境事業所、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止		環境学習センター、リサイクル推進センター					略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(産業)</td> <td>中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、中小企業振興センター</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td>(削除)消費生活センター、栄サービスセンター</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境局</td> <td>資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場</td> <td>継続</td> <td>・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導</td> <td>中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、リサイクル推進センター、南リサイクルプラザ (プラザ棟)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略	略	略	略	略	略	(産業)	中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、 中小企業振興センター	休館		休館		略	略	略	略	略	略	(その他)	(削除) 消費生活センター、栄サービスセンター	休館		休館		環境局	資源選別施設 、環境事業所、 作業場 、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止		なごや生物多様性センター 、環境学習センター、 環境科学調査センター 、リサイクル推進センター、 南リサイクルプラザ (プラザ棟)					略	略	略	略	略	略	施設の追加、削除
		所管			施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時																																																																																																		
対応	備考		対応	備考																																																																																																						
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
(産業)	中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、 中小企業情報センター	休館		休館																																																																																																						
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
(その他)	なごやボランティア・NPOセンター 、消費生活センター、栄サービスセンター	休館		休館																																																																																																						
環境局	環境事業所、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止																																																																																																						
	環境学習センター、リサイクル推進センター																																																																																																									
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時																																																																																																						
		対応	備考	対応	備考																																																																																																					
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
(産業)	中小企業振興会館、国際展示場、工業研究所、 中小企業振興センター	休館		休館																																																																																																						
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
(その他)	(削除) 消費生活センター、栄サービスセンター	休館		休館																																																																																																						
環境局	資源選別施設 、環境事業所、 作業場 、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報招集を伝達し安全確保の指導	中止																																																																																																						
	なごや生物多様性センター 、環境学習センター、 環境科学調査センター 、リサイクル推進センター、 南リサイクルプラザ (プラザ棟)																																																																																																									
略	略	略	略	略	略																																																																																																					
5、6 略						5、6 略																																																																																																				
17	192	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(守山区を除く。)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4) 略</p>						<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(削除)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4) 略</p>						支所業務拡充に伴う削除																																																																																												

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																														
18	219	<p>第 8 節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第 1、2 略</p> <p>第 3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等 (1)、(2) 略 (3) 情報等の収集 臨海部の区本部、各区隊及びその他の公所においては、 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等 をテレビ、ラジオより入手するよう努める。</p>	<p>第 8 節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第 1、2 略</p> <p>第 3 情報等の種別及び収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等 (1)、(2) 略 (3) 情報等の収集 臨海部の区本部、各区隊及びその他の公所においては、 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等をテレビ、 ラジオより入手するよう努める。</p>	<p>文言整理</p>																																																														
	220	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>伝達手段(左から優先活用順)</th> <th>区分</th> <th>伝達手段(左から優先活用順)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>略</td> <td>⑧</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>略</td> <td>⑨</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>略</td> <td>⑩</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>略</td> <td>⑪</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>略</td> <td>⑫</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>略</td> <td>⑬</td> <td>同報無線、エリアメール、 電子メール、消防ヘリ等</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分		伝達手段(左から優先活用順)	区分	伝達手段(左から優先活用順)	①	略	⑧	略	②	略	⑨	略	③	略	⑩	略	④	略	⑪	略	⑤	略	⑫	略	⑥	略	⑬	同報無線、 エリアメール 、 電子メール、消防ヘリ等	⑦	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>伝達手段(左から優先活用順)</th> <th>区分</th> <th>伝達手段(左から優先活用順)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>略</td> <td>⑧</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>略</td> <td>⑨</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>略</td> <td>⑩</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>略</td> <td>⑪</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>略</td> <td>⑫</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>略</td> <td>⑬</td> <td>同報無線、緊急速報メール、 電子メール、消防ヘリ等</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	伝達手段(左から優先活用順)	区分	伝達手段(左から優先活用順)	①	略	⑧	略	②	略	⑨	略	③	略	⑩	略	④	略	⑪	略	⑤	略	⑫	略	⑥	略	⑬	同報無線、 緊急速報メール 、 電子メール、消防ヘリ等	⑦	略
区分	伝達手段(左から優先活用順)	区分	伝達手段(左から優先活用順)																																																															
①	略	⑧	略																																																															
②	略	⑨	略																																																															
③	略	⑩	略																																																															
④	略	⑪	略																																																															
⑤	略	⑫	略																																																															
⑥	略	⑬	同報無線、 エリアメール 、 電子メール、消防ヘリ等																																																															
⑦	略																																																																	
区分	伝達手段(左から優先活用順)	区分	伝達手段(左から優先活用順)																																																															
①	略	⑧	略																																																															
②	略	⑨	略																																																															
③	略	⑩	略																																																															
④	略	⑪	略																																																															
⑤	略	⑫	略																																																															
⑥	略	⑬	同報無線、 緊急速報メール 、 電子メール、消防ヘリ等																																																															
⑦	略																																																																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
19	233	<p style="text-align: center;">第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p> <p>3 広報の方法 (1)～(4) 略 (5) 緊急速報「エリアメール」の活用 <u>NTTドコモ</u>の緊急情報配信サービスである緊急速報「エリアメール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第9節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p> <p>3 広報の方法 (1)～(4) 略 (5) 緊急速報メールの活用 (削除)緊急情報配信サービスである、<u>NTTドコモ</u>の緊急速報「エリアメール」、<u>KDDI</u>及び<u>ソフトバンク</u>の「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																
20	236	<p>第 10 節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第 1 適用基準</p> <p>略</p> <p>(1) 本市における適用基準世帯数一覧表(災害救助法施行令第 1 条第 1 項による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 口 〔平成 17 年〕 国勢調査</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 <u>2,215,062</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td><u>153,118</u></td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>68,485</u></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td><u>166,441</u></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>143,104</u></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td><u>134,576</u></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td><u>70,738</u></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td><u>105,001</u></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td><u>105,358</u></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td><u>63,608</u></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td><u>215,809</u></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td><u>151,872</u></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>143,973</u></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td><u>161,345</u></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td><u>216,545</u></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td><u>157,125</u></td> </tr> <tr> <td>天白区</td> <td><u>157,964</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分	人 口 〔平成 17 年〕 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,215,062</u>	略	略	略	略	千種区	<u>153,118</u>	略	略	略	略	東 区	<u>68,485</u>	北 区	<u>166,441</u>	西 区	<u>143,104</u>	中村区	<u>134,576</u>	中 区	<u>70,738</u>	昭和区	<u>105,001</u>	瑞穂区	<u>105,358</u>	熱田区	<u>63,608</u>	中川区	<u>215,809</u>	港 区	<u>151,872</u>	南 区	<u>143,973</u>	守山区	<u>161,345</u>	緑 区	<u>216,545</u>	名東区	<u>157,125</u>	天白区	<u>157,964</u>	<p>第 10 節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第 1 適用基準</p> <p>略</p> <p>(1) 本市における適用基準世帯数一覧表(災害救助法施行令第 1 条第 1 項による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 口 〔平成 22 年〕 国勢調査</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 <u>2,263,894</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td><u>160,015</u></td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>73,272</u></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td><u>165,785</u></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>144,995</u></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td><u>136,164</u></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td><u>78,353</u></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td><u>105,536</u></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td><u>105,061</u></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td><u>64,719</u></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td><u>221,521</u></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td><u>149,215</u></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>141,310</u></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td><u>168,551</u></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td><u>229,592</u></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td><u>161,012</u></td> </tr> <tr> <td>天白区</td> <td><u>158,793</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分	人 口 〔平成 22 年〕 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略	千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略	東 区	<u>73,272</u>	北 区	<u>165,785</u>	西 区	<u>144,995</u>	中村区	<u>136,164</u>	中 区	<u>78,353</u>	昭和区	<u>105,536</u>	瑞穂区	<u>105,061</u>	熱田区	<u>64,719</u>	中川区	<u>221,521</u>	港 区	<u>149,215</u>	南 区	<u>141,310</u>	守山区	<u>168,551</u>	緑 区	<u>229,592</u>	名東区	<u>161,012</u>	天白区	<u>158,793</u>	<p>新たな統計値に修正</p>
		区 分	人 口 〔平成 17 年〕 国勢調査	略	略	略	略																																																																																													
		全 市	人 <u>2,215,062</u>	略	略	略	略																																																																																													
		千種区	<u>153,118</u>	略	略	略	略																																																																																													
		東 区	<u>68,485</u>																																																																																																	
		北 区	<u>166,441</u>																																																																																																	
		西 区	<u>143,104</u>																																																																																																	
		中村区	<u>134,576</u>																																																																																																	
		中 区	<u>70,738</u>																																																																																																	
		昭和区	<u>105,001</u>																																																																																																	
		瑞穂区	<u>105,358</u>																																																																																																	
		熱田区	<u>63,608</u>																																																																																																	
		中川区	<u>215,809</u>																																																																																																	
		港 区	<u>151,872</u>																																																																																																	
		南 区	<u>143,973</u>																																																																																																	
		守山区	<u>161,345</u>																																																																																																	
		緑 区	<u>216,545</u>																																																																																																	
		名東区	<u>157,125</u>																																																																																																	
		天白区	<u>157,964</u>																																																																																																	
		区 分	人 口 〔平成 22 年〕 国勢調査	略	略	略	略																																																																																													
全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略																																																																																															
千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略																																																																																															
東 区	<u>73,272</u>																																																																																																			
北 区	<u>165,785</u>																																																																																																			
西 区	<u>144,995</u>																																																																																																			
中村区	<u>136,164</u>																																																																																																			
中 区	<u>78,353</u>																																																																																																			
昭和区	<u>105,536</u>																																																																																																			
瑞穂区	<u>105,061</u>																																																																																																			
熱田区	<u>64,719</u>																																																																																																			
中川区	<u>221,521</u>																																																																																																			
港 区	<u>149,215</u>																																																																																																			
南 区	<u>141,310</u>																																																																																																			
守山区	<u>168,551</u>																																																																																																			
緑 区	<u>229,592</u>																																																																																																			
名東区	<u>161,012</u>																																																																																																			
天白区	<u>158,793</u>																																																																																																			

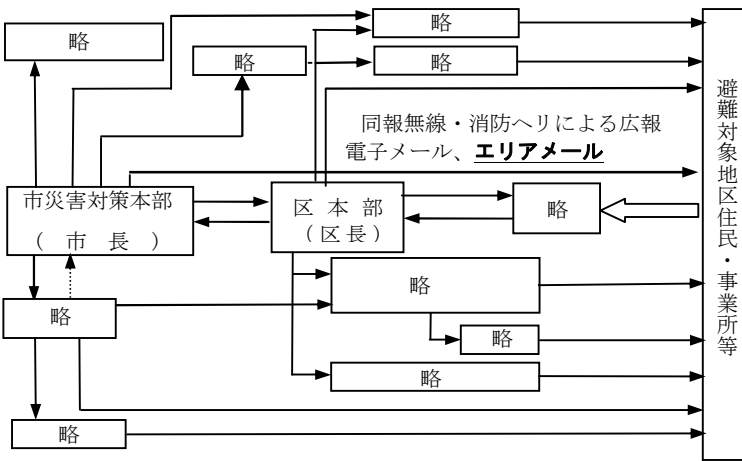
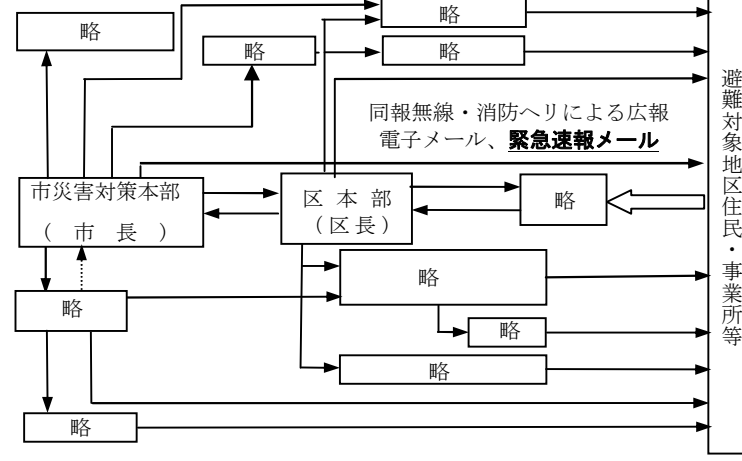
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																										
21	239	<p style="text-align: center;">第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td>四都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	四 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪 <u>市、堺市</u>及び神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	五 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 <u>市、堺市</u> 及び神戸市	略	略	略	略	略	<p>新たに堺市が加 わることとなり、 協定が締結され たもの</p>
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																												
略	略	消 防 局																												
四 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市																													
略	略																													
略	略		略																											
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																												
略	略	消 防 局																												
五 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 <u>市、堺市</u> 及び神戸市																													
略	略																													
略	略		略																											

地震災害対策編


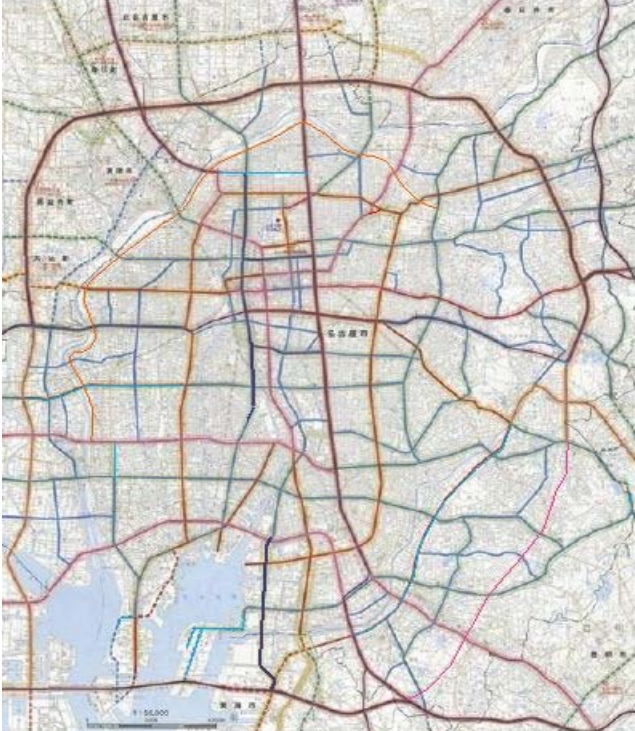
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
22	248	<p>第 12 節 消防・水防・津波対策</p> <p>【消防活動】</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 初期体制の確立</p> <p>1 総括部の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、通信体制の確立</p> <p>指令班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立にあたる。</p> <p>(3) 略</p> <p>第 3～5 略</p>	<p>第 12 節 消防・水防・津波対策</p> <p>【消防活動】</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 初期体制の確立</p> <p>1 総括部の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、通信体制の確立</p> <p>指令センター班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立にあたる。</p> <p>(3) 略</p> <p>第 3～5 略</p>	<p>文言修正</p>
23	252	<p>第 6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防無線</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 救急波</p> <p>応急救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p>	<p>第 6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防無線</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 救急波</p> <p>応急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
24	256	<p style="text-align: center;">【 津 波 対 策 】</p> <p>1 略 2 海岸線の監視、巡回 情報等の伝達にあたり、海岸線の監視、巡回を行い、次の内容を主体に被害防止活動を徹底する。 <u>なお、監視、巡回は、従事者の津波に関する安全を確保したうえで行うものとする。</u></p> <p>ア～ウ 略 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 略</p>	<p style="text-align: center;">【 津 波 対 策 】</p> <p>1 略 2 海岸線の監視、巡回 情報等の伝達にあたり、海岸線の監視、巡回を行い、次の内容を主体に被害防止活動を徹底する。 <u>なお、監視、巡回を実施するにあたっては、消防隊、消防団員等の津波に関する安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮するものとする。</u></p> <p>ア～ウ 略 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う表現の明確化</p>																																				
25	257	<p style="text-align: center;">第 2 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 略 2 電気 略 (1) 電力供給のための体制確保等必要な措置 (2) 略 3～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 略</p>	<p style="text-align: center;">第 2 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 略 2 電気 略 (1) <u>重要設備等への</u>電力供給のための体制確保等必要な措置 (2) 略 3～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 略</p>	<p>電力供給の目的を追記</p>																																				
26	258	<p style="text-align: center;">第 4 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 略 2 個別事項 (1) 略 (2) 各施設における主な対応措置が次のとおり。 市が管理又は運営する施設に関する主な対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等</th> <th rowspan="2">地震発生時</th> <th colspan="2">地震に伴い津波警報が発表された場合</th> </tr> <tr> <th>対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)</th> <th>避難対象地区内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学 校 幼稚園</td> <td>略</td> <td>○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児を2 階以上へ誘導</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合		対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)	避難対象地区内	略	略	略	略	学 校 幼稚園	略	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児を 2 階以上 へ誘導	/	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第 4 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 略 2 個別事項 (1) 略 (2) 各施設における主な対応措置が次のとおり。 市が管理又は運営する施設に関する主な対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等</th> <th rowspan="2">地震発生時</th> <th colspan="2">地震に伴い津波警報が発表された場合</th> </tr> <tr> <th>対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)</th> <th>避難対象地区内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学 校 幼稚園</td> <td>略</td> <td>○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児をより上階へ誘導</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合		対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)	避難対象地区内	略	略	略	略	学 校 幼稚園	略	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児を より上階 へ誘導	/	略	略	略	略	<p>より安全度の高い場所への避難</p>
施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合																																						
		対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)	避難対象地区内																																					
略	略	略	略																																					
学 校 幼稚園	略	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児を 2 階以上 へ誘導	/																																					
略	略	略	略																																					
施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合																																						
		対策計画作成区域内 (避難対処内区は除く)	避難対象地区内																																					
略	略	略	略																																					
学 校 幼稚園	略	○安全性を確保したうえで児童・生徒・幼児を より上階 へ誘導	/																																					
略	略	略	略																																					

連番	頁	修正前	修正後	備考
27	260	<p style="text-align: center;">第13節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1、2 略</p> <p>3 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 総括部総括班は、電子メール（きずなネット防災情報）及び緊急速報「エリアメール」により、避難勧告・指示の情報を配信する。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 津波警報発表に係る避難勧告・指示の発令情報系統</p> 	<p style="text-align: center;">第13節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1、2 略</p> <p>3 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 総括部総括班は、電子メール（きずなネット防災情報）及び緊急速報メールにより、避難勧告・指示の情報を配信する。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 津波警報発表に係る避難勧告・指示の発令情報系統</p> 	<p style="text-align: center;">文言修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
28	277	<p>第 15 節 輸送・緊急輸送道路</p> <p>略</p> <p>【 緊 急 輸 送 道 路 】</p> <p>略</p> <p>第 1 緊急輸送道路</p> <p>略</p> <p>1 第 1 次緊急輸送道路 <u>広域的な県及び近隣市町村との連携を考慮した路線。具体的には堅調、市町村、区役所、空港、港湾等を連絡する路線。</u></p> <p>2 第 2 次緊急輸送道路 <u>その他の重要な防災拠点を接続し、かつ、第 1 次緊急輸送道路とあわせてネットワークとして機能する路線。</u></p> <p>3 緊急用河川敷道路 庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し緊急輸送機能を有する道路とする。</p> <p>第 2、3 略</p>	<p>第 15 節 輸送・緊急輸送道路</p> <p>略</p> <p>【 緊 急 輸 送 道 路 】</p> <p>略</p> <p>第 1 緊急輸送道路</p> <p>略</p> <p>1 第 1 次緊急輸送道路ネットワーク <u>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</u></p> <p>2 第 2 次緊急輸送道路ネットワーク <u>第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</u> <u>（参考） 緊急用河川敷道路</u> 庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路 <u>（削除）</u></p> <p>第 2、3 略</p>	<p>文言整理</p>
29	278	<p>第 4 応急復旧活動</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧目標 緊急輸送道路は、原則として、<u>2車線の</u>通行及び歩行者用通路が確保できるように応急復旧を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第 5～8 略</p>	<p>第 4 応急復旧活動</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧目標 緊急輸送道路は、原則として、<u>相互</u>通行及び歩行者用通路が確保できるように応急復旧を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第 5～8 略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
30	280	<p>◎別図 3-15-1 緊急輸送道路網図</p>  <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第一次緊急輸送道路(名古屋市) — 第一次緊急輸送道路(周辺国道) — 第一次緊急輸送道路(高速道路) - - 第一次緊急輸送道路(愛知県-名古屋市間) — 第二次緊急輸送道路(名古屋市) - - 第二次緊急輸送道路(愛知県-名古屋市間) — 緊急用河川救急道路 	<p>◎別図 3-15-1 緊急輸送道路網図</p>  <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第一次緊急輸送道路(名古屋市) — 第一次緊急輸送道路(周辺国道) — 第一次緊急輸送道路(高速道路) - - 第一次緊急輸送道路(愛知県-名古屋市間) — 第二次緊急輸送道路(名古屋市) - - 第二次緊急輸送道路(愛知県-名古屋市間) — 緊急用河川救急道路 	<p>時点修正</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考
31	281	緊 急 輸 送 道 路 一 覧						緊 急 輸 送 道 路 一 覧						時点修正
		第1次緊急輸送道路						第1次緊急輸送道路						
		路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	
国道153号	5.6	⊕ 名古屋多治見線	3.5	⊖ 田柄名古屋線	1.6	⊕ 名古屋多治見線	3.5	⊖ 田柄名古屋線	1.6	⊕ 名古屋多治見線	3.5	⊖ 田柄名古屋線	1.6	
国道154号	4.0	↓ 名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5	↓ 名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5	↓ 名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5	
国道155号	1.6	◇ 名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4	◇ 名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4	◇ 名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4	
国道247号	5.9	名古屋中環状線	11.4	⊕ 名古屋環状線	0.7	名古屋中環状線	2.8	⊕ 名古屋環状線	0.7	名古屋中環状線	2.8	⊕ 名古屋環状線	0.7	
		弥富名古屋線	5.3	↓ 東志賀町線	0.8	(削除)	(削除)	↓ 東志賀町線	0.8	(削除)	(削除)	↓ 東志賀町線	0.8	
		名古屋環状線	30.0	↓ 大津町線	1.6	名古屋環状線	30.0	↓ 大津町線	1.6	名古屋環状線	30.0	↓ 大津町線	1.6	
		堀田高岳線	6.3			堀田高岳線	6.3			堀田高岳線	6.3			
		金城埠頭線	1.8			金城埠頭線	1.8			金城埠頭線	1.8			
		合計	18 路線	101.7 km			合計	17 路線	87.8 km					

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考
32	281	第2次緊急輸送道路				第2次緊急輸送道路				時点修正
		路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離	
		(主) 国道363号 2.9 名古屋多治見線 9.0 名古屋瀬戸線 1.3 名古屋岡崎線 4.9 名古屋碧南線 3.1 名古屋半田線 1.4 名古屋江南線 6.3 名古屋祖父江線 0.8 名古屋長久手線 1.9 名古屋中環状線 11.7 名古屋蟹江弥富線 1.5 名古屋十四山線 3.9 弥富名古屋線 8.0 春日井稲沢線 0.4 関田名古屋線 11.5 名古屋豊田線 0.1 諸輪名古屋線 12.7 東浦名古屋線 0.4 名古屋環状線 1.8 江川線 6.4 東海橋線 13.3 山王線 5.3 愛知名駅南線 1.7 金城埠頭線 1.8 (一) 名古屋犬山線 3.9 中川中村線 3.1 津島七宝名古屋線 4.7 名古屋甚目寺線 4.5 合計 83路線 268.7km	略	略	(都) 池内猪高線 0.6 鳴子団地大高線 5.3 大高大府線 0.5 小幡西山線 4.9 稻永埵頭線 4.7 東志賀町線 3.8 向田町線 0.8 枇杷島野田町線 1.4 万場藤前線 3.9 茶屋線 0.5 小幡瀬古線 1.2 庄内辻町線 1.7 上飯田線 1.7 広井町線 0.1 鳴尾町線 1.4 笠寺緑線 3.4 平手豊明線 0.8 猪子石線 3.1 豆田町線 1.2 松川橋線 2.2 鏡ヶ池線 2.9 戸田荒子線 5.0 横井町五月通線 2.4 烏森町線 1.0 名古屋環状2号線 0.3 新名西橋線 0.8 名碧線 0.2 合計 84路線 284.4km	略	略	(都) 池内猪高線 0.6 鳴子団地大高線 5.3 大高大府線 0.5 小幡西山線 4.9 稻永埵頭線 4.7 東志賀町線 3.8 向田町線 0.8 枇杷島野田町線 1.4 万場藤前線 3.9 茶屋線 0.5 小幡瀬古線 1.2 庄内辻町線 1.7 上飯田線 1.7 広井町線 0.1 鳴尾町線 1.4 笠寺緑線 3.4 平手豊明線 0.8 猪子石線 3.1 豆田町線 1.2 松川橋線 2.2 鏡ヶ池線 2.9 戸田荒子線 5.0 横井町五月通線 2.4 烏森町線 1.0 名古屋環状2号線 0.3 新名西橋線 0.8 名碧線 0.2 堀越天神橋線 1.8 合計 84路線 284.4km		

地震災害対策編

連番	頁	修正前	修正後	備考
33	287	<p>第 17 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 実施体制</p> <p>1 略 2 実施方法 (1)～(4) 略 (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民政委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、<u>(財)</u>名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。</p> <p>第 3 略</p>	<p>第 17 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 実施体制</p> <p>1 略 2 実施方法 (1)～(4) 略 (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民政委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、<u>(公財)</u>名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。</p> <p>第 3 略</p>	公益財団法人化
34	288	<p>第 4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略 2 避難所における生活の確保 略 (1)～(3) 略 (4) <u>その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</u></p> <p>3、4 略</p>	<p>第 4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略 2 避難所における生活の確保 略 (1)～(3) 略 (4) <u>避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなどに努めることとする。</u> (5) <u>その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</u></p> <p>3、4 略</p>	対策の充実

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
35	289 ・ 290	<p>第 18 節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収容の対象</p> <p><u>災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体</u></p> <p>ア 身元不明の遺体</p> <p>イ 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体</p> <p>ウ 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。</p> <p>ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けることができる。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は解錠保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ 略</p>	<p>第 18 節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収容の対象</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア 災害により死亡した者のうち、現場において見分（検視）・検案を受けることが困難な遺体</u></p> <p><u>イ 災害により死亡し、見分（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体</u></p> <p>(ア) 身元不明の遺体</p> <p>(イ) 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体</p> <p>(ウ) 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。</p> <p>ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は解錠保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ 略</p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策編

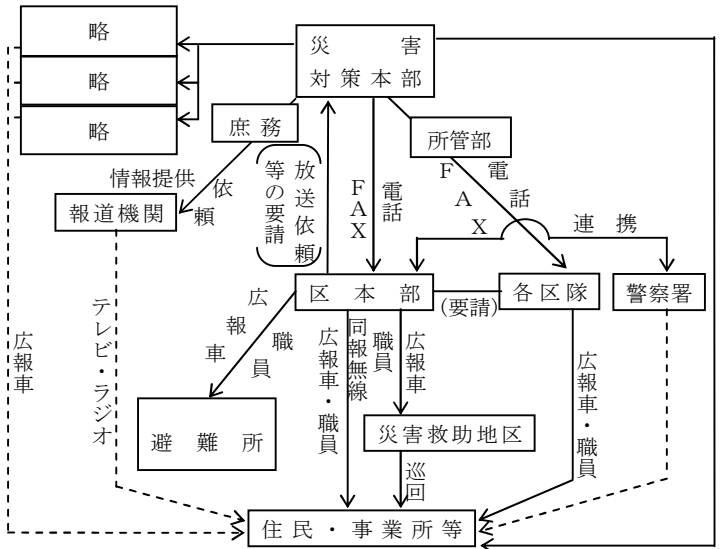
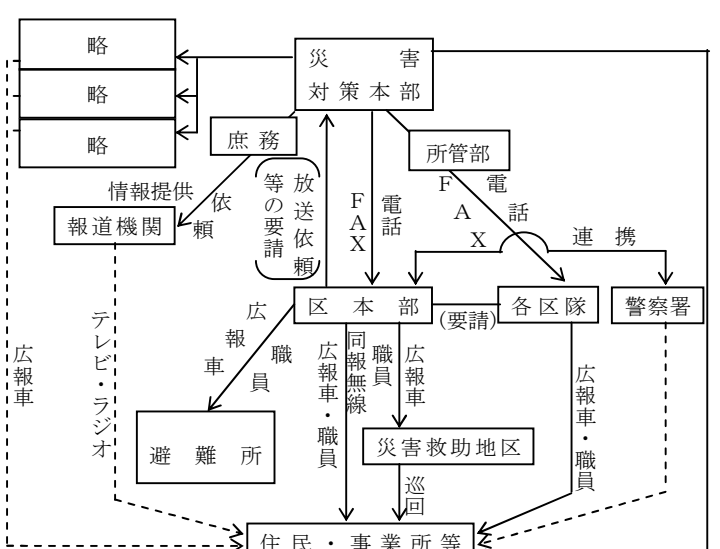
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
35	290	<p>ウ 略</p> <p>(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。</p> <p>(4) 略</p>	<p>ウ 略</p> <p>(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による見分（検視）・検索を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。</p> <p>(4) 略</p>	対策の整理
36	290	<p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンターを遺体安置所に予定する。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>5 略</p>	<p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンター等を遺体安置所に予定する。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、見分（検視）・検索を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>5 略</p>	対策の整理
37	291	<p>第3 遺体の検索</p> <p>1 検索班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検索班を編成し、遺体の検索を行う。</p> <p>略</p> <p>2 検索の実施 (1) 身元不明の遺体等収容対象の遺体の検索は、原則として現場で行うこととするが、現場での検索が困難なときは、遺体安置所において実施する。 (2) 上記以外の遺体の検索は、原則として区本部長からの要請に基づき実施する。</p>	<p>第3 遺体の検索</p> <p>1 検索班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検索班を編成し、見分（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検索を行う。</p> <p>略</p> <p>2 検索の実施 (削除)遺体の検索は、原則として現場で行うこととするが、現場での検索が困難なときは、遺体安置所において実施する。 (削除)</p>	対策の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
38	296	<p>第 19 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び災害収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>458 台</td> <td>895 人 (市職員のみ)</td> <td>1,152t</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	458 台	895 人 (市職員のみ)	1,152t	<p>第 19 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び災害収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>421 台</td> <td>872 人 (市職員のみ)</td> <td>1,037t</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	421 台	872 人 (市職員のみ)	1,037t	体制変更に伴う修正
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	458 台	895 人 (市職員のみ)	1,152t																	
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	421 台	872 人 (市職員のみ)	1,037t																	
39	297	<p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>24 台</td> <td>56 人 (市職員のみ)</td> <td>51,0kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	24 台	56 人 (市職員のみ)	51,0kℓ	<p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>27 台</td> <td>56 人 (市職員のみ)</td> <td>51,9kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51,9kℓ	時点修正
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	24 台	56 人 (市職員のみ)	51,0kℓ																	
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51,9kℓ																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
40	300 ・ 301	<p style="text-align: center;">第 20 節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 応急仮設住宅</p> <p>1、2 略 3 本市が実施する事務 応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場管理、入居管理事務等である。住宅都市局部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。 4、5 略 6 工事管理 住宅都市部長は、県の補助として工事中の現場管理を行う。 7～9 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 略</p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 応急仮設住宅</p> <p>1、2 略 3 本市が実施する事務 応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中的現地確認、入居管理事務等である。住宅都市局部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。 4、5 略 6 工事中の現地確認 住宅都市部長は、県の補助として工事中的現地確認を行う。 7～9 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 略</p>	<p>愛知県との分担業務の整理</p>
41	302	<p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 住宅の障害物除去</p> <p>住宅の障害物除去は、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅の障害物除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、愛知県が実施する。</p> <p>1 災害救助法に基づく障害物除去の実施</p> <p>住宅都市部長は、県の補助として、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。</p> <p>(1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。</p>	<p>愛知県防災計画との整合をとるための修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(追加)	<p>(2) <u>一世帯あたりの費用については、原則として 災害救助法施行規則(昭和40年愛知県規則第60号)による。</u></p> <p>(3) <u>障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。</u></p> <p><u>2 災害救助法が適用されない場合の障害物の除去</u> <u>住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の障害物除去を実施する場合にあっては、上記方針に準じて実施する。</u></p>	
42	302 ・ 303	<p>第3 被災建築物・宅地に対する指導・相談</p> <p>略 1～3 4 被災建築物の<u>復旧</u>に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。</p> <p>略</p> <p>第4 市営住宅の応急修理・一次使用住宅の確保</p> <p>略</p> <p>第5 市有建築物の応急措置</p> <p>略</p>	<p>第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談</p> <p>略 1～3 4 被災建築物の<u>復旧・解体</u>に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。</p> <p>略</p> <p>第5 市営住宅の応急修理・一次使用住宅の確保</p> <p>略</p> <p>第6 市有建築物の応急措置</p> <p>略</p>	文言整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																			
43	307	<p>第 22 節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第 1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(財)</u>名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	<u>(財)</u> 名古屋国際センター	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>第 22 節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第 1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(公財)</u>名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	<u>(公財)</u> 名古屋国際センター	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	公益財団法人化
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
<u>(財)</u> 名古屋国際センター	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
<u>(公財)</u> 名古屋国際センター	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
略	略	略																																																					
44	320	<p>第 24 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の入手</p> <p><u>水防情報システムにより配信される地震・津波に関する情報</u>を水防用ネットワーク端末を利用し、入手する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第 24 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の入手</p> <p><u>(削除)地震・津波に関する情報は、災害対策支援情報ネットワークシステム、庁内放送、無線ファクシミリ又はファクシミリにより</u>入手する。</p> <p>(3) 略</p>	文言整理																																																			

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
45	321 ・ 322	<p style="text-align: center;">第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動 略 (1) 略 (2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法 ア～キ 略 ク 緊急速報「エリアメール」 津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報「エリアメール」による配信を要請する。</p> <p>(4) 略 2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動 略 (1) 略 (2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法 ア～キ 略 ク 緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>(4) 略 2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
46	323	<p style="text-align: center;">第 6 避 難</p> <p>1 避難勧告・指示の実施 (1)～(3) 略 (4) 実施方法 略 ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法 (ア)～(エ) 略 <u>(オ) 緊急速報「エリアメール」による伝達</u> 総括部総括班に対し、<u>緊急速報「エリアメール」</u> による配信を要請する。 イ 略 略</p>	<p style="text-align: center;">第 6 避 難</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施 (1)～(3) 略 (4) 実施方法 略 ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法 (ア)～(エ) 略 <u>(オ) 緊急速報メールによる伝達</u> 総括部総括班に対し、<u>緊急速報メール</u>による配信を 要請する。 イ 略 略</p>	<p>文言整理</p>
47	330	<p style="text-align: center;">第 25 節 地域安全・交通対策</p> <p style="text-align: center;">第 1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1) <u>地域安全対策の強化</u> ア、イ 略 ウ <u>被災地の混乱に乗じた集団による不法行為</u>、生活必 需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、 暴利販売等については、取り締まりを強化する。 (2) 略 2、3 略</p>	<p style="text-align: center;">第 25 節 地域安全・交通対策</p> <p style="text-align: center;">第 1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1) <u>社会秩序の維持対策</u> ア、イ 略 ウ <u>災害に便乗した犯罪</u>、生活必需物資等の欠乏に伴う 悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等につい ては、取り締まりを強化する。 <u>エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県 民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑 制に努める。</u> (2) 略 2、3 略</p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																							
48	335	<p>◎別図3-25-1 交通規制路線図 略 最優先道路</p> <table border="1"> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>(国) 1号</td> <td>(主) 堀田高岳線(市道)</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>(国) 19号</td> <td>(主) 名古屋長久手線</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>(国) 22号</td> <td>(主) 東志賀町線</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>(国) 23号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>(国) 41号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td colspan="2">13路線</td> </tr> </table> <p>略</p>	東名高速道路	(国) 1号	(主) 堀田高岳線(市道)	東名阪自動車道	(国) 19号	(主) 名古屋長久手線	伊勢湾岸自動車道	(国) 22号	(主) 東志賀町線	名古屋高速道路	(国) 23号		知多半島道路	(国) 41号		合 計	13路線		<p>◎別図3-25-1 交通規制路線図 略 最優先道路</p> <table border="1"> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>(国) 1号</td> <td>(主) 堀田高岳線(市道)</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>(国) 19号</td> <td>(主) 名古屋長久手線</td> </tr> <tr> <td>名二環自動車道</td> <td>(国) 22号</td> <td>(主) 東志賀町線</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>(国) 23号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>(国) 41号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td colspan="2">14路線</td> </tr> </table> <p>略</p>	東名高速道路	(国) 1号	(主) 堀田高岳線(市道)	東名阪自動車道	(国) 19号	(主) 名古屋長久手線	名二環自動車道	(国) 22号	(主) 東志賀町線	伊勢湾岸自動車道	(国) 23号		名古屋高速道路	(国) 41号		知多半島道路			合 計	14路線		道路名の一部変更に伴う修正
東名高速道路	(国) 1号	(主) 堀田高岳線(市道)																																									
東名阪自動車道	(国) 19号	(主) 名古屋長久手線																																									
伊勢湾岸自動車道	(国) 22号	(主) 東志賀町線																																									
名古屋高速道路	(国) 23号																																										
知多半島道路	(国) 41号																																										
合 計	13路線																																										
東名高速道路	(国) 1号	(主) 堀田高岳線(市道)																																									
東名阪自動車道	(国) 19号	(主) 名古屋長久手線																																									
名二環自動車道	(国) 22号	(主) 東志賀町線																																									
伊勢湾岸自動車道	(国) 23号																																										
名古屋高速道路	(国) 41号																																										
知多半島道路																																											
合 計	14路線																																										
49	343	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>略</p> <p>第1 給水対策</p> <p>1 略 2 給水体制 略 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 略</p> <p>給水能力 - 1 (配水池等の貯水量)</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m ³)	略	略	略	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>略</p> <p>第1 給水対策</p> <p>1 略 2 給水体制 略 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 略</p> <p>給水能力 - 1 (配水池等の貯水量)</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m ³)	略	略	略	時点修正																											
施設名	施設数	貯水量 (m ³)																																									
略	略	略																																									
施設名	施設数	貯水量 (m ³)																																									
略	略	略																																									

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
49	343	<p>給水能力 - 2 (運搬給水)</p> <p>平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力(ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (積載用)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>0.01 m³(10ℓ)</td> <td>403,000 個</td> <td>403,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>490,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人 1 日当たり 3ℓの飲料水を必要とした場合、1 回当たりの運搬で約 160,300 人分の飲料水が確保できる。</p>	資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)	給水車	略	略	略	給水タンク (積載用)	略	略	略	ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	403,000 個	403,000	計			490,400	<p>給水能力 - 2 (運搬給水)</p> <p>平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力(ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (積載用)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>0.01 m³(10ℓ)</td> <td>400,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>487,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人 1 日当たり 3ℓの飲料水を必要とした場合、1 回当たりの運搬で約 162,466 人分の飲料水が確保できる。</p>	資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)	給水車	略	略	略	給水タンク (積載用)	略	略	略	ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	400,000 個	400,000	計			487,400	<p>時点修正</p>
		資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)																																							
		給水車	略	略	略																																							
		給水タンク (積載用)	略	略	略																																							
ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	403,000 個	403,000																																									
計			490,400																																									
資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)																																									
給水車	略	略	略																																									
給水タンク (積載用)	略	略	略																																									
ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	400,000 個	400,000																																									
計			487,400																																									
<p>給水能力 - 3 (拠点給水)</p> <p>平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮設給水栓</td> <td>略</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>139 基 (556)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓 携帯型 2 栓</td> <td>250 基 (1000) 182 基 (364)</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td>266 か所 (1,064)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※略</p>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮設給水栓	略	12 基 (192)	4 栓	139 基 (556)	携帯型 4 栓 携帯型 2 栓	250 基 (1000) 182 基 (364)	地下式給水栓	266 か所 (1,064)	<p>給水能力 - 3 (拠点給水)</p> <p>平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮設給水栓</td> <td>略</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>386 基 (1,544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓 携帯型 2 栓</td> <td>250 基 (1000) 176 基 (352)</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td>266 か所 (1,064)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※略</p>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮設給水栓	略	12 基 (192)	4 栓	386 基 (1,544)	携帯型 4 栓 携帯型 2 栓	250 基 (1000) 176 基 (352)	地下式給水栓	266 か所 (1,064)																	
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																											
仮設給水栓	略	12 基 (192)																																										
	4 栓	139 基 (556)																																										
	携帯型 4 栓 携帯型 2 栓	250 基 (1000) 182 基 (364)																																										
地下式給水栓	266 か所 (1,064)																																											
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																											
仮設給水栓	略	12 基 (192)																																										
	4 栓	386 基 (1,544)																																										
	携帯型 4 栓 携帯型 2 栓	250 基 (1000) 176 基 (352)																																										
地下式給水栓	266 か所 (1,064)																																											
<p>給水能力 - 4 (その他)</p> <p>平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>130,000</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	略	略	飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略	簡易ポリエチレン容器	130,000	略	ろ 過 器	略	略	<p>給水能力 - 4 (その他)</p> <p>平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>124,000</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	略	略	飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略	簡易ポリエチレン容器	124,000	略	ろ 過 器	略	略													
資 機 材 名	数 量	備 考																																										
応 急 給 水 槽	略	略																																										
飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略																																										
簡易ポリエチレン容器	130,000	略																																										
ろ 過 器	略	略																																										
資 機 材 名	数 量	備 考																																										
応 急 給 水 槽	略	略																																										
飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略																																										
簡易ポリエチレン容器	124,000	略																																										
ろ 過 器	略	略																																										

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
50	344 ・ 345	<p>第2 水道施設対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合 春日井浄水場、大治浄水場及び鳴海浄水場が停止した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>略</p>	<p>第2 水道施設対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海浄水場が停止した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>略</p>	設備設置に伴う変更												
51	347	<p>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】</p> <p>第1 電信電話施設の現況</p> <p>名古屋支店管内（名古屋市内 38 交換ビルエリア）の設備状況は、次表に示すとおりである。 平成 22 年 3 月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数（ビル電話含む）</td> <td>610 千加入</td> </tr> <tr> <td>公衆電話数</td> <td>5.6 千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分	施 設 数	加入電話数（ビル電話含む）	610 千加入	公衆電話数	5.6 千台	<p>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】</p> <p>第1 電信電話施設の現況</p> <p>名古屋支店管内（名古屋市内 38 交換ビルエリア）の設備状況は、次表に示すとおりである。 平成 23 年 3 月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数（ビル電話含む）</td> <td>540 千加入</td> </tr> <tr> <td>公衆電話数</td> <td>4.8 千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区 分	施 設 数	加入電話数（ビル電話含む）	540 千加入	公衆電話数	4.8 千台	時点修正
区 分	施 設 数															
加入電話数（ビル電話含む）	610 千加入															
公衆電話数	5.6 千台															
区 分	施 設 数															
加入電話数（ビル電話含む）	540 千加入															
公衆電話数	4.8 千台															
52	359	<p>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】</p> <p>第1・2 略</p> <p>第3 応急復旧計画</p> <p>1、2 略</p> <p>3 情報の収集と伝達 非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・局内電話・移動電話・ファックス等の施設を利用する。</p> <p>略</p>	<p>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】</p> <p>第1・2 略</p> <p>第3 応急復旧計画</p> <p>1、2 略</p> <p>3 情報の収集と伝達 非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・局線電話・移動無線・ファックス等の施設を利用する。</p> <p>略</p>	文言整理												

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
53	370 ・ 371	<p>第 30 節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保険会社への措置</u></p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 証券会社への措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等に手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底。</p> <p>4 国債を紛失した顧客に対する相談を受け付ける。</p> <p>5 略</p>	<p>第 30 節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保険会社及び少額短期保険業者への措置</u></p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 証券会社等への措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等に手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底。</p> <p>4 国債を紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。</p> <p>5 略</p>	<p>金融庁指針による</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
54	377	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民政安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1~5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1、2 略</p> <p>3 表中の貸付条件は、見安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、措置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p>	略	略	略	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民政安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1~5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1、2 略</p> <p>3 表中の貸付条件は、見安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p>	略	略	略	略	略	略	略	略	文言修正								
略	略	略	略																									
略	略	略	略																									
略	略	略	略																									
略	略	略	略																									
55	378 ・ 379	<p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、商工業振興資金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。</p> <p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>資金名</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>商工業振興資金 (災害復旧資金)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(※) 平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日現在</p>	資金名	略	略	略	略	略	商工業振興資金 (災害復旧資金)	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。</p> <p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>資金名</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小規模企業等振興資金 (災害復旧資金)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(※) 平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日現在</p>	資金名	略	略	略	略	略	小規模企業等振興資金 (災害復旧資金)	略	略	略	略	略	名称変更
資金名	略	略	略	略	略																							
商工業振興資金 (災害復旧資金)	略	略	略	略	略																							
資金名	略	略	略	略	略																							
小規模企業等振興資金 (災害復旧資金)	略	略	略	略	略																							

地震災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																	
55	379	<p>3 農林漁業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）、自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）により融資する。</p> <p>主な融資金は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象</th> <th>利率 (年利)</th> <th>償還期間</th> <th>貸付限度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災資金</td> <td>経営資金</td> <td>肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入 (市長の被害認定が必要)</td> <td>% 3~4.75</td> <td>以内 3~6年</td> <td>個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）</td> <td>激甚災害の場合は増額</td> </tr> <tr> <td>農林漁業金融公庫資金 (農業関係)</td> <td>自作農維持資金</td> <td>災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者</td> <td>% 1.1</td> <td>以内 20年 措置期間 3年以内</td> <td>個人 200万円 法人 1,000万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。</p>	資金名	資金の種類	融資対象	利率 (年利)	償還期間	貸付限度	備考	天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入 (市長の被害認定が必要)	% 3~4.75	以内 3~6年	個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）	激甚災害の場合は増額	農林漁業金融公庫資金 (農業関係)	自作農維持資金	災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者	% 1.1	以内 20年 措置期間 3年以内	個人 200万円 法人 1,000万円		<p>3 農林漁業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律57号）により融資する。</p> <p>主な融資金は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象</th> <th>問合先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災資金</td> <td>経営資金</td> <td>肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入</td> <td>農業協同組合 金融機関</td> </tr> <tr> <td>㈱日本政策金融公庫資金 (農業関係)</td> <td>農林漁業セーフティネット資金 農林業施設資金 (災害復旧)</td> <td>経営の維持安定に必要な凶器運転資金 農林漁業用施設の復旧</td> <td>㈱日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意事項：申込みには、市長が発行する「り災証明書」が必要となる。</p>	資金名	資金の種類	融資対象	問合先	天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入	農業協同組合 金融機関	㈱日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業セーフティネット資金 農林業施設資金 (災害復旧)	経営の維持安定に必要な凶器運転資金 農林漁業用施設の復旧	㈱日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関	<p>前事業廃止に伴う修正</p>
資金名	資金の種類	融資対象	利率 (年利)	償還期間	貸付限度	備考																															
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入 (市長の被害認定が必要)	% 3~4.75	以内 3~6年	個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）	激甚災害の場合は増額																															
農林漁業金融公庫資金 (農業関係)	自作農維持資金	災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者	% 1.1	以内 20年 措置期間 3年以内	個人 200万円 法人 1,000万円																																
資金名	資金の種類	融資対象	問合先																																		
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入	農業協同組合 金融機関																																		
㈱日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業セーフティネット資金 農林業施設資金 (災害復旧)	経営の維持安定に必要な凶器運転資金 農林漁業用施設の復旧	㈱日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関																																		